

本格的なセンター的研究所へ

大木 一 訓

愛知労問研も第二期・三年目をむかえます。ふり返ってみると、第一期は
いわば無我夢中の二年間でした。研究所には、給料をもらっている専従の所
員は誰もいません。研究所の年間財政は、わが国労働者の平均年収にくらべ
ても、その半分に満たない規模です。それでも各種の研究会を続け、年報や
春闘パンフや資料集を出し、調査をおこない、本を書き、共同研究会・講演
会・シンポジウム等を開いてくることができました。そこには、定職につ
いていない所員たちの奮闘がありました。過密な長時間労働をになう労働者
会員の惜しみない協力がありました。県内外の実に多くの方たちの理解と心
暖まる支援がありました。まるで争議団のような研究所活動だといわれまし
たが、御蔭でどうやら第一期の活動計画をほぼ達成できたことを本当にうれ
しく思います。

しかし、第二期の研究所活動は、大いに変わらなければならないでしょう。
いつまでも自己犠牲的な献身に依拠するわけにはいきません。現状はまだま
だ少数の所員中心の活動になっていますが、研究所活動への会員参加を飛躍
的につよめて、研究者と活動家の協同を基本とする「生協方式の研究所活動」
を、文字通り実現していきたいものです。そして新たに確立されるローカル
センターの要請に応えうるような本格的な研究所にすることです。そのため
には、いっそう地道に腰をすえて理論研究や調査・政策活動に取り組み、研
究所活動の理論的政策的力量を大幅に引き上げなければなりません。

もっと予算とスタッフが必要です。研究時間が必要です。会員のみなさん
の知恵と創造力の総結集が不可欠です。センター的研究所の本格的確立を。
これが、労働組合運動の本格的構築の時をむかえた、第二期の研究所活動の
目標でしょう。

(おおきかずのり・愛知労働問題研究所長)

なぜ「悲しみの町・豊田」なのか？

中京大学 猿田正機

わが国「高度経済成長」の代表企業とも言うべきトヨタ自動車、そのトヨタが立地する西三河・豊田市を、かつて鎌田慧氏は「悲しみの町・豊田」とよんだ。そしてまた、その後10年にわたってわれわれとトヨタを研究してきたある研究者は、論文の結びの言葉を授けあぐねたすえ、やはり「悲しみの町・豊田」とかいた。なぜ、世界に誇るべきトヨタの企業城下町が悲しみの町なのか？

トヨタマンを父にもつ私のゼミの学生が、卒論の中間報告で、自分がアルバイトで働くトヨタの下請け企業の報告をしてくれた。10年以上もトヨタの研究をつづけている私にとってもその報告はショックであった。「みんな夜中の2時頃まで働いていますよ。」と彼は言う。「女の人も働いていますよ。課長などは4時頃まで会社にいることがあるそうです。私も2時頃まで手伝いました。」「それじゃ寝る時間がないじゃないの。」と私が言うと、その学生は「みんな4時間ぐらいしか寝ないで働いています。月間の残業時間は200時間以上になる。」と言う。その学生は、私がよく過労死の話をするので、職場の課長に過労死のことも尋ねてみたところその課長はこう答えたという。「死ぬ前にやめてしまうので、うちの会社は過労死とはかんけいない。」と。職場の健康管理について経営者はしばしばセルフ・ケアや自己責任論を主張するが、ここにみるような職場内での疲労の蓄積や健康破壊の職場外への流出は経営者による健康管理の一方の柱をなしているとみてよいだろう。

私も以前にこの企業の工場見学、聞き取りをしたことがある。女子従業員も多く、そのなかにはトヨタや関連企業の労働者の主婦がけっこういるとのことであった。最近では、以前より女子が増えている。しかも、トヨタ関連の労働者の子弟をアルバイトにつかっている。トヨタ・グループが西三河に集中立地しているのだからあたりまえといえばあたりまえなのだが、家族みんなが長時間労働にがんじがらめになっている姿の一端がよくうかがえる。その学生は言った。「遊んでもお金を使うだけだから。」この主張には、他の学生から批判がでた。しかし、この言葉がトヨタの経営思想そのものであることをおもうと、やはり「ゾー」とした気持ちになるのである。この学生だけではなく、トヨタの労働者のおおくは自由な時間が人間発達に欠かせない条件であることに気づいていないか、あるいは盲目にされているのである。「働きづめ働かされて、そのあげく死ぬなどということのないように。」と、つい言ってしまう今日この頃である。

(さるた まさき 理事、トヨタ調査委員会)

消費税が消費者と中小業者に与える影響について考える

愛商連の若杉さん

静岡大の土居さん

最初に若杉さんから、「消費税の業者への影響」と題するテーマで報告していただいた。報告の内容は、1、業者への影響 2、中小業者の闘いの二つの部分からなっており、そして、前者は、イ、消費税転嫁の問題 ロ、消費税導入による産業構造の変化による影響 ハ、税務調査による影響、の三つである。

まず、イ、消費税転嫁の問題については転嫁の方式として「前転」「後転」「消転」の三種類があり、そのうち前転は業者が消費者に消費税を転嫁するという方式だが、ここには次のような問題点がある。売上が三千万円以下の業者は免税となっているが、この免税業者と消費者との間でトラブルが頻繁に生じている。また、文房具屋さんや八百屋さんのような零細業者の中には、消費税を転嫁できず廃業に追い込まれているものもある。

後転は、元請け業者が消費税を下請け業者に押しつけてくるという方式で、製造業関係に見られる。具体的には、3%の消費税をかけてもよいが、その代りに5%単価を切り下げろという形でしわ寄せをしてくる。また、デパートへ納入する中小業者に対しては仕入れ値段を引き下げろという要求が出てきており、引き下げられないのならば取引ができないというようになってきている。

消転というのは消費税を転嫁できないというもので、例えば、小さな食堂などは現行の料金でもなかなかお客が来てくれず、消費税を転嫁したらますます客数が減ると予想され、従って消費税を自らかぶることになる。

要するに、消費税転嫁のいずれにおいても弱い部分がしわ寄せを受けているということが言える。

次に、税務調査による影響についてであるが、消費税導入後の変化の一つは罰則が厳しくなったことが挙げられる。もう一つは、徴税体制が強化されてきている。この4月以降の税務調査を見ていると短期間に何件かの調査をしている。短期間に行われると納税者の意向を無視した権力的な調査が多くなる。

中小業者の闘いとしては、まず、1989年2月17日に全中連が省庁交渉を行った。この交渉において、公正取引委員会はこちらの要求には一切答えず、単に指導すると言うに留まっている。また、愛商連が1989年3月15日に公正取引委員会・通産省との交渉を行った。その要望内容は、「親企業が下請け業者・納入業者などに消費税額分を逆転嫁し、すでに、値引き要求が起きている。個別に指導・是正すると同時に強力で有効な措置をとること」「親企業が消費税について免税事業者、簡易課税事業者、課税事業者のいずれになる

かについて、報告やアンケートを求めている。独占禁止法、下請法の違反行為を未然に防ぐため、有効な措置をただちにすること」などである。公正取引委員会の回答は、消費税に関するアンケートについては、それは「独占禁止法19条の不公平な取引方法にあたり、下請法にも違反する」と答え、「ただちに調査し、指導する」と約束した。

続いて、土居さんから「消費税の企業・生活への影響—シミュレーション分析をふまえて—」と題する報告をしていただいた。

まず、増減税計算の方法と手順について説明された。第1は、71の産業に分けてそれぞれの消費税額を計算するため、通産省「昭和60年産業連関表」（延長71部門）を用いて産業別消費税額の計算を行う。第2は、これまでかけられていた間接税3兆4千億円が廃止されたので、その産業別影響をみるため、大蔵省「財政金融統計月報」を用いて計算する。自動車と家電と電力の三者合計の概算で、1兆5千億円の物品税・電気ガス税の廃止になる。第3に、産業別価格上昇率を計算し新価格体系を導き出す。第4に、この新価格体系を用いて家計への消費税負担額を計算する。総務庁「全国消費実態調査」を用い、世帯類型別に増減税を計算する。以上が家計に及ぼす消費税の影響分析である。次は、政府・自治体の経費増計算を新価格体系を用いて行う。さらに、料理飲食等消費税の減収

などを考慮にいて都道府県の増減収を計算する。以上が財政に及ぼす消費税の影響分析である。最後は、新価格体系の下での企業への影響をコスト増および価格転嫁したときの利益を算出する。

試算の結果を家計についてみると、物価上昇率2%の場合、片稼ぎ世帯A（夫婦と子供2人の4人世帯、教育控除1人）では給与収入約330万円が増減額の分岐点になっている。片稼ぎ世帯B（教育控除なし）では給与収入四百数十万円が分岐点になる。なお、大蔵省は片稼ぎ世帯Aを標準世帯として示し、ほとんどの世帯で減税になるとしている。次に、妻パート世帯では減税の恩恵が大きく減少し、給与収入六百数十万円が分岐点となる。共稼ぎ世帯A（収入比が夫：妻＝2：1）では800万円近くにまで分岐点が上昇する。また、共稼ぎ世帯B（収入比が夫：妻＝1：1）では、さらに分岐点が上昇し900万円ぐらいまで以上にならないと減税にはならない。

次に、消費税の企業経営への影響分析を報告された。条件のちがいによる三つの数値を紹介された。第一は、現行税制の下での消費税額、第二は、中小企業3特例が見直しされ、簡易課税の5千万円が1千万円に、免税点の3千万円が1千万円に、限界控除の6千万円が3千万円になった場合の消費税額、第三は、中小企業3特例が全廃された場合の消費税額の三つである。

これら三つの場合のうち第一の場合と第二の場合とを比較すると、現行税

制の下では、全産業平均で176万円の消費税が193万円に、資本金200万円未満規模では21万円が29万円に、資本金200万円以上500万円未満規模では48万円が58万円になる。資本金500万円以上1000万円未満規模の企業で見ると、製造業では現行104万円が150万円と46万円の増加になり、サービス業では現行152万円が243万円へと大幅な増税になる。

次に、第一の場合と第三の場合とを比較すると、さらに大幅な増税になる。資本金200万円未満規模では、現行で19万円の消費税が65万円に、資本金200万円以上500万円未満規模では現行66万円の消費税が115万円に、さらに資本金500万円以上1000万円未満規模では現行152万円が243万円になる。

さらに、続いて、企業経営への影響について現行制度の下で価格に3%上乘せして転嫁できた場合の1社当りの純利益、1.5%転嫁できた場合の純利益、そして価格に一切転嫁できなかった場合の純利益を比較された。3%転嫁できた場合の純利益について全産業平均で資本金200万円以上500万円未満をみると171万円あるが、これが1.5%しか転嫁できないとすると-1万円の純利益になってしまう。

業者は、この税引き前利益に役員報酬を加えてほぼ勤労者並の所得を得ているのだから純利益がマイナスになるということは相当な打撃である。

価格に一切転嫁できなかった場合に

は、仕入れ価格の上昇と税金の支払の両者の影響を受けて、資本金10億円以上の企業を除いてほとんどすべての企業でマイナスの純利益になる。

最後に、中小企業特例の影響度ということで資本金200万円以下の法人企業について整理された。これらの企業は、企業数にして60万3000社、年間売上8500万円、従業員5人の家族経営である。現行税制では顧客から預かる消費税が255万円、業者の負担する消費税が227万円、両者の差額は28万円となる。

ところが、中小業者は3%価格に転嫁できるとは限らない。価格転嫁による客離れと売上高減少を考慮して、たとえば1.5%の転嫁に留まった場合には、顧客から預かる消費税が128万円、業者の負担する消費税が227万円、その差額は99万円の自己負担となってしまう。

さらに、注意を要するのは中小企業特例による便乗利益を上げているのは、直接、消費者に販売する業者を除けば、下請けとして中小業者から商品を納入させている百貨店や自動車メーカーなどである。すなわち、これらの親企業は、中小企業特例による便乗利益を計算してその利益を吸収できる納入価格を指定してくるからである。

それゆえ、消費税は、一方では、消費者にとっては累進課税であるという欠陥、また、他方では、消費税が下請け中小業者に対して負担を強いる税制だという事情をふまえて消費税廃止の運動を進めていく必要がある。(渡辺)

研究所第2回総会の報告

10月1日、愛知県勤労青年会館において、研究所の第二回総会と学習・交流集会が開催され、70名近くの会員の参加で成功裡に終了しました。

午前中に行われた総会では、大木一訓理事長代理の挨拶のあと、伊藤欽次事務局長がこの2年間の総括と方針を提起。総括では、設立総会の決定にもとづき、旺盛な取り組みを展開して計画をほぼやり遂げたこと、若干の黒字も確保したことを報告しました。そして来期の方針として、階級的ローカルセンターの結成という新しい歴史的段階を迎え、いっそう重要となる調査・政策活動に大きく貢献しなければならない時だと強調。そのためにも、会員参加による運営体制を強化し、同時に「経常支出を会費収入でまかなえる」財政基盤を確立するという方針が提起され、満場一致で確認されました。

午後は学習講演会に移り、[k/kニッポン労連]などで著名なジャーナリストの青木慧氏の講演、前愛労評議長の成瀬昇氏の挨拶が行われました。青木氏は、巨大企業と右翼的労組の実体を追求していく取材の苦労と裏話をユーモアをまじえながら紹介しつつ、今日の情勢は、少数派が決して弱者ではなく強者になれるという点に特徴があること、そのためには世界を「手玉にとって見る」という大きな構えが必要だと強調し、参加者に大きな感銘を与えました。

その後、青木氏を含め懇親会を行い、テーブルを囲んでなごやかに懇談が行われ全参加者から、新しいローカルセンターに向けての期待と決意の発言が相次ぎました。その中では、新会員となられた高内俊一立命館大学教授の挨拶、全港湾の新支部結成の闘いの報告などが行われました。

また、友好研究所の東海自治体問題研究所の都丸泰助日本福祉大教授は、これからの地域社会の形成において労働組合の果たす役割は決定的に重要であると指摘され、参加者は決意を新たにしました。(長沢)

たたかうローカルセンター

「愛労連」結成！

労働者・県民の生活と権利をまもり、要求実現のためにたたかうローカルセンター「愛知県労働組合総連合」(「愛労連」)が11月17日名古屋クラウンホテルで結成されました。

当日までに、24単産・単組(3オブザーバー含)、22地域センター(7オブ含)7万3千人が結集しました。

案件の提案のあと名古屋市職・川本労組・港地区労など6人の発言の後、規約・綱領、役員などを全会一致で確認し、「労働者、県民のなかに山積みされた切実な要求実現するために、みんなの力を合わせて希望にみちた未来を切り開くために共にがんばろう」と決意を新たにしました。役員は、議長井上、副議長見崎・坂崎・加藤、事務局長阿部、次長山崎の各氏です。

研究所の資料紹介

当研究所も発足して2年たちました。多面的な研究所活動を反映して資料もかなり蓄積ができました。そこで、主な資料を紹介します。

- 1、 「統計・資料集にみるあいちの労働と生活」編集発行以来愛知の労働、生活、政治、経済、労働運動などの官庁統計と独自収集したものがあります。
- 2、 新聞切抜き資料が全国紙をはじめ「中部経済」「日経産業」なども含めてテーマごとに整理されています。特に「自動車産業」「トヨタ関連」「中部の経済」「中部の労働」「中部の政治」などはかなり資料が揃っています。分類は、全体で10項目に分けてあります。
- 3、 定例研究会の資料は研究会時代のものからレジメ、資料、テープすべて揃えてあります。部会研究会の資料も研究会の活動と共に蓄積されつつあります。一定まとまっているものは、「労働運動史」「婦人労働」「経営分析」などです。
- 4、 プロジェクト・共同研究会では、研究会時代に出版した「大企業労働組合の役員選挙」関係の「連合」の役選原資料、トヨタ調査委員会の集収したトヨタ、トヨタ・グループ、自動車産業関係の単行本、社内報、組合機関紙、職場新聞や独自収集資料がかなりまとまってあります。「健康問題研究会」の過労死、健康問題関係の資料もある程度収集しています
- 6、 「資料集 産業『空洞化』と大『合理化』」を編集発行した時から収集してきた産業「空洞化」と大「合理化」の資料も一定まとまっています。
- 7、 研究所と友好関係にある他の10近くの研究所、調査機関の刊行、発行している資料も蓄積しています。
- 8、 労働問題関係の基本的な文献と労働、政治、経済、労働運動関係の雑誌が40種類弱あります。
- 9、 研究所会員から送られてくる労働組合機関紙、大会議案書、職場新聞、パンフ、発行物がかなりあります。

* 資料収集の予算もほとんどなく、専従・専任体制もないなかで、研究所活動の発展の中、所員の努力で資料収集してきました。資料の整理もまだ十分でない状態ですが、閲覧の希望あればご連絡ください。また、資料など送って下さるようお願いします。(佐々木)

多数派形成をめざして

—「全労連」「愛労連」結成と90国民春闘のたたかいのなかで

報告 分裂攻撃に勝利和解して
全日本金属川本製作所労働組合

分裂攻撃をのりこえて多数派に
全国一般名古屋合同支部日本アクリル分会

多数派形成のこれまでの調査研究
長沢孝司（日本福祉大学助教授）

日時 12月22日（金）午後6時30分から8時50分

場所 名古屋市婦人会館（331-5288）（地下鉄東別院下車）

参加費 会員無料、非会員500円

* 報告の後に全体で討論をします。90国民春闘後に第2段として「名古屋市職労」「全建労」の報告をお願いする予定です。

* 研究所第2期目のプロジェクト研究の柱としての「多数派形成をめざして」の準備会としても位置づけています。

部会研究会のお知らせ

経営分析部会（準） 90年1月28日（日）午前9時から午後5時
場所 安城文化センター3F大会議室

働くものの経営分析教室 講師 山口 孝（明治大学教授）
（ビラ参照）

参加費 2000円（テキスト、コーヒー代含）

* 婦人労働部会は、今後の活動計画を準備しています。新たに「日本経済分析研究会」と「労働行政」部会を準備しています。関心のある方はご連絡下さい。

* 連絡：研究所は専従体制ではないので、所員が交代で午前10時から午後5時まで常駐しています。都合で外出する時もありますので、連絡は、午前中の方が確実です。FAXは電話番号と同じで24時間受信できます。